

令和8年度関税改正（保稅關係）に関する質問及び回答

○項番1から27までは、4/24（金）までに寄せられた質問に対する回答

○項番28以下は、4/27（月）以降に寄せられた質問に対する回答（後日掲載）

項番	資料頁	該当分野	質問	回答	備考
1	8	業務改善命令	業務改善命令の創設は、これまでの「搬入停止処分」と「許可の取り消し」の前に警告的に発せられるという解釈でしょうか。つまり搬入停止や許可の取り消しを受けることは、業務改善命令に背いた罰も加わり、従来より重い処分になるという解釈でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善命令は、搬入等の停止や許可取消し処分とは異なる処分となります。 ・これまでと同様、関税法に違反した場合等には、関税法基本通達48-1の規定に基づき算出した点数等に応じて搬入等の停止や許可取消処分が行われる可能性があります。この場合において、業務改善命令を行うかは個別の事案に応じて判断するものとなりますが、搬入等の停止処分と業務改善命令が併せて行われる場合があります。 	
2	10,29	業務改善命令	業務改善命令が出た場合の罰則等(業務停止命令等)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に業務改善命令が行われた場合でも、保稅業者においてその内容に従って期限内に改善等が行われれば罰則及び処分は適用されませんが、業務改善命令に違反した場合は罰則（新関税法第115条の2第11号）や処分（新関税法第48条第3号他）に繋がります。 ・なお、関税法に違反した行為が認められた場合であって業務改善命令が行われることとなったときは、これまでと同様、その関税法に違反した行為に対して罰則や処分が適用される可能性があります。 	
3	19,20	規則の法定化	今回の法改正にあたり現在提出しているCPとは別に新たに一から作成する必要はございますか？	既に税関に提出している社内管理規定（CP）の内容を改めて確認いただき、保稅業務規則に規定すべき事項が規定されていれば、その社内管理規定（CP）をそのまま保稅業務規則として使用することができます。Q&A問10もご確認ください。	
4	17,18	規則の法定化	またこの（保稅業務規則の）提出期間はどのくらいの日程感を考えられていますでしょうか？	保稅業務規則を整備等する期限は、新関税法の施行日（R8.6.1）の際の状況により異なります。施行の際に現に保稅地域の許可を受けている者等の場合には、令和8年9月30日までに保稅業務規則を整備し、管轄する税関官署に提出するようお願いいたします。Q&A問7もご確認ください。	
5	17,18	規則の法定化	保稅業務規則の提出期限はいつになるか。		
6	15,16,20	規則の法定化	保稅業務規則として必須となる項目や最低限記載すべき内容は何か（テンプレートの有無を含む）。	保稅業務規則に記載すべき事項やその具体的な内容等については、新関税法施行規則及び新関税法基本通達に規定されております。「保稅業務規則のひな型」及び「保稅業務規則と社内管理規定の比較表（関税法基本通達）」を保稅ポータルに掲載しておりますので、それらもご確認ください。	
7	16	規則の法定化	今回の改定で、当社で定める保稅蔵置場貨物管理規則を全社グループ（特定保稅承認者）で定める保稅業務管理規定に改訂できないか検討しております。当該保稅蔵置場貨物管理規則をリニューアルするような場合、最寄りの管轄税関へ事前に相談すべきでしょうか。また、グループと組織連絡体制図が違いますので、その際は任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出するなどの対応でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保稅承認者が管理する届出場所以外の保稅地域について、現在は社内管理規定（CP）を適用しているが、今後、特定保稅承認者が定める法令遵守規則を適用することを希望する場合には、特定保稅承認者の総括管理部門から、その承認を受けた認定事業者管理官（AEO）部門にご相談いただくようお願いいたします。 ・この場合、保稅業務規則に規定すべき責任者等の氏名等が法令遵守規則に規定されていないときは、法令遵守規則に追記するか、又は任意の様式で作成した責任者等の一覧表を保稅地域を管轄する税関官署（保稅部門）に提出するようお願いいたします。 	

令和8年度関税改正（保稅關係）に関する質問及び回答

○項番1から27までは、4/24（金）までに寄せられた質問に対する回答

○項番28以下は、4/27（月）以降に寄せられた質問に対する回答（後日掲載）

項番	資料頁	該当分野	質問	回答	備考
8	-	規則の法定化	①現場で、二つのルールが存在するという混乱を避けるため、C Pコンプライアンスプログラムの方は廃止してもよろしいでしょうか？	保稅業務規則を整備等（既に税関に提出している社内管理規定（CP）をそのまま保稅業務規則として使用する場合を含む。）した時点で、これまで定めていた社内管理規定（CP）は廃止していただいて結構です。なお、新関税法基本通達の施行（R8.6.1）に伴い旧関税法基本通達34の2-9（社内管理規定の整備）は削除されます。	
9	20	規則の法定化	②昨年3月の改正でC Pは保稅蔵置場毎に違っていることも可（むしろそれが当然）のご指導がありました。『保稅業務規則』においても同様の考え方でよろしいでしょうか？	保稅業務規則は保稅地域ごとに定めるものとなりますが、一の被許可者等において複数の保稅地域に適用される保稅業務規則を定めることもできます。	
10	16,19	規則の法定化	弊社におきましては届出蔵置場が●か所、一般蔵置場が●か所、指定保稅地域を●か所許可いただいておりますところ、社内管理規定はすべての保稅蔵置場で同一のものを準用しております。今回、社内管理規定を保稅業務規則として使用する旨の申し出に当たり、すべての保稅地域を一括で申し出ることはい可能ですか。	届出蔵置場以外の保稅地域について、社内管理規定（CP）を保稅地域ごとに整備している場合（社内管理規定の記載事項が同一の内容である場合を含む。）には、管轄する税関ごとにフォーマットを作成の上、いずれかの管轄官署又は本関（許可担当部門）に提出してください（提出を受けた官署の保稅担当部門から同一税関内で共有します。）。なお、届出蔵置場はこれまでと同様にAEOの法令遵守規則をもって足り（新関税法基本通達43-2）。	
11	19	規則の法定化	令和8年度関税改正（保稅關係）の概要【Q & A】の内容について質問です。（問10）の「既に税関に提出している社内管理規定を保稅業務規則として使用することを希望する場合には、フォーマットに必要事項を入力の上、管轄する税関にご提出ください。（一部省略しています）」とありますが、弊社は保稅蔵置場の許可を受けている者及び指定保稅地域において貨物を管理している者の両方に該当し、A・B・C・D税関の各関内にその保稅地域があります。弊社は会社として統一の1つの社内管理規定を定めております。 ①この場合、管轄する税関というのは、各税関の本関の保稅許可部門（又は保稅取締部門）にそれぞれに提出しなければならないのでしょうか。全国统一でどちらか一か所の税関に提出すれば各税関に展開して頂けるような措置はないのでしょうか。 ②指定保稅地域についても各保稅許可部門（保稅取締部門）への提出で一括でカバーして頂けるのでしょうか。それとも各税関出張所の保稅部門などに別途、提出しなければならないのでしょうか。	複数の保稅地域について既に税関に提出している社内管理規定（CP）をそのまま保稅業務規則として使用する場合には、管轄する税関ごとにフォーマットを作成の上、いずれかの管轄官署又は本関（許可担当部門）に提出してください（提出を受けた官署の保稅担当部門から同一税関内で共有します。）。なお、この場合において保稅地域の種類（保稅蔵置場、指定保稅地域等）が複数あるときでも、フォーマットの「保稅地域の種類」の欄に個々に記載していただくことで、同一のフォーマットにより一括して提出していただいて差し支えありません。	

令和8年度関税改正（保稅關係）に関する質問及び回答

○項番1から27までは、4/24（金）までに寄せられた質問に対する回答

○項番28以下は、4/27（月）以降に寄せられた質問に対する回答（後日掲載）

項番	資料頁	該当分野	質問	回答	備考
12	-	規則の法定化	【問11】「AEOの法令遵守規則に係る規定の改正に伴い、既に定めている法令遵守規則の内容を見直す必要はありますか。」について質問です。」弊社は、特定保稅承認者が策定する規則と保稅蔵置場等の被許可者（指定保稅地域の管理者含む）が策定する規則を同一のもので一つの規則として制定し、運用しています。この規則は認定事業者管理官と保稅許可部門のそれぞれに同一の規則を提出しています。回答欄に「①保稅蔵置場等の被許可者が策定する規則と②特定保稅承認者が策定する規則とで、法令上の位置付けが異なることを明確化することを目的としたものであり」との記載がありますが、現在の弊社の規則を、特定保稅承認者用と、それ以外の保稅蔵置場の被許可者及び指定保稅地域の管理者用として、規則を二つに分けなければならないのでしょうか。	特定保稅承認者が定める法令遵守規則（関税法第51条第3号）と保稅蔵置場の被許可者等が定める保稅業務規則（新関税法第43条第11号他）とは法令上の位置付けは異なります。他方で、現在、特定保稅承認者として定めている法令遵守規則が届出場所以外の保稅地域にも適用されている場合であって、当該法令遵守規則に保稅業務規則に規定すべき事項が規定されているときは、新たに保稅業務規則を定める必要はなく、また、法令遵守規則と保稅業務規則を二つに分ける必要はありません。	
13	19	規則の法定化	Q&A（問10）の最後に、「・・・当面の間、「社内管理規程」「CP」「規則」等でも差し支えありません。」とされていますが、当面の間とはどの程度の期間を想定しているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・Q&A問10において、「保稅業務規則の名称は、「保稅業務規則」とすることが望ましいですが、当面の間、「社内管理規定」「CP」「規則」等で差し支えありません。」としているところです。これは、既に税関に提出した社内管理規定（CP）をそのまま保稅業務規則として使用することとした場合に、旧社内管理規定との混同を避けるため、名称を「社内管理規定」や「CP」等から「保稅業務規則」と変更した方が望ましいということが理由です。保稅業務規則のひな型及びQ&A問10の一部を修正します。また、「当面の間」に決まりはなく、事業者の実情（社内手続等）に応じてご検討いただようお願いいたします。 ・なお、現在の社内管理規定（CP）の名称が、「〇〇業務規則」、「〇〇管理規程」等、「社内管理規定」や「CP」を想起させるものでなければ、保稅業務規則として整備された後において、特段名称を変更する必要はありませんが、いつから社内管理規定（CP）を保稅業務規則として整備したのが明らかとなるよう、最終改訂日を記載する等のご対応をお願いします。 	保稅業務規則のひな型及びQ&A問10の一部を修正
14	19	規則の法定化	保稅業務規則のタイトルは、保稅業務管理規定ではだめでしょうか？		
15	19	規則の法定化	現在、当社は「保稅業務管理規程」としていますが、今回の改正で「保稅業務管理規則」に変更する必要がありますか？		
16	19	規則の法定化	Q&Aの問10に「なお、保稅業務規則の名称は、「保稅業務規則」とすることが望ましいですが、当面の間、「社内管理規定」「CP」「規則」等でも差し支えありません。」とありますが、当面の間ということとは、いずれ「規程」とする必要があるということでしょうか？		
17	-	搬出時確認義務	保稅地域において輸入の許可を受けた貨物は、輸入の許可を受けたときに内国貨物となっており、この内国貨物を保稅地域から出そうとする場合、保稅地域から出すことにつき関税法の規定による輸入の許可が必要であるとする法律の明文規定はありますか？ 外国貨物は保稅地域以外の場所に置くことができないため、保稅地域から搬出する際には輸入の許可を受けることによって内国貨物になっていることを確認する必要があると考えればよろしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・関税法上、「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物…（中略）…を本邦に（保稅地域を経由するものについては、保稅地域を経て本邦に）引き取ることをいいます（同法第2条第1号）。 ・ご理解のとおり、保稅地域から貨物を搬出する場合には、輸入の許可を受けて内国貨物となっていることなど、保稅地域から出すことにつき必要な関税法の規定による許可、承認又は届出があることを確認する必要があります。 	

令和8年度関税改正（保税関係）に関する質問及び回答

○項番1から27までは、4/24（金）までに寄せられた質問に対する回答

○項番28以下は、4/27（月）以降に寄せられた質問に対する回答（後日掲載）

項番	資料頁	該当分野	質問	回答	備考
18	－	搬出時確認義務	法定帳簿（保税台帳）となっているNACCS管理資料G01には、輸入許可日に貨物が搬出されたものとして収録されており（ただし、輸入許可済貨物については搬出日の記帳は不要とされている。）、輸入許可日に搬出確認を行ったこととなっております。これは、実際の搬出日に確認を行うことと矛盾しますので、今後、NACCS管理資料G01の改変を行う予定はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解のとおり、輸入許可済貨物の搬出に係る事項は記帳義務の対象ではなく、その取扱いについてはこれまでと変更ありません。また、NACCS管理資料G01（輸入貨物搬出入データ）において、輸入許可を受けた海上貨物はその許可時にNACCS上から全量搬出されたものとみなされますが、これは新関税法第34条の2の規定による「搬出」とは異なり、G01の改変も現時点では予定しておりません。 ・輸入の許可を受けた貨物を一定期間蔵置した後に保税地域から搬出する場合にも、新関税法第34条の2の規定による確認義務の対象となるため、輸入許可書等と貨物を対査する等、適切な対応をお願いします。 	
19	25	搬出時確認義務	輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から複数回に分けて出す場合、在庫残数に過不足が発生したときは、過去の搬出分も含め、確認義務違反の可能性があることから、このような場合は税関に申し出る必要はありますか？	保税地域から輸入許可を受けた貨物を搬出する場合において、輸入許可書等と貨物とを対査し、数量等に相違を発見したときは、直ちに保税担当部門に連絡するようお願いします。	
20	－	搬出時確認義務	輸入許可済貨物の搬出確認を行ったことの証憑（例えば、出庫指図書にチェックを入れたもの）を作成し、保存する必要はありますか？	今般の改正により、新関税法第34条の2の規定に基づく確認を行うことが義務付けられましたが、その確認を行ったことの記録の作成及び保管までは義務付けられておりません。	
21	26	搬出時確認義務	輸入許可を受けたときに貨物と「許可・承認貨物（輸入）情報」とを対査し、差し札に通関済の表示及び区分蔵置をするとともに、自社の貨物管理システムに通関済の登録をし、出庫指図書を出力（印刷）できるようにしている場合、輸入許可済貨物の搬出時の確認は、「許可・承認貨物（輸入）情報」でなく、輸出入に関係ない内国貨物と同様にこの出庫指図書により対査確認することとしてよろしいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問の内容を確認した限りでは、「①貨物と許可・承認に係る情報の対査、②差し札へ輸入許可済である旨表示、③区分蔵置の実施、④自社システムに輸入許可済である旨登録（これにより出庫指図書が出力可能）、⑤区分蔵置や差し札により貨物が輸入許可済であることを確認し、出庫指図書と対査して搬出する」という業務フローと見受けられますが、このように、複数の行為が複数の担当者で行われる搬出手順の場合にも、複数の担当者による一連の行為をもって、保税業者が保税地域から貨物を搬出する確認を行っていると言えると考えます。 ・新関税法第34の2の規定による確認は、取扱い貨物の種類・量等、保税業者の実情に応じて様々なパターンがあると考えておりますが、誤搬出を防止するため適切な手順であることが重要です。もし不明な点があれば、管轄する税関にご相談ください。 	
22	25	搬出時確認義務	搬出時確認は、具体的にどのようなことをすればいいのでしょうか。チェックリストか何かで運用すればいいのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新関税法第34の2の規定による確認は、これまで関税法基本通達で求めてきた方法と同様に、輸入許可書等と搬出しようとする貨物を対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することにより行い、不審点等があれば税関に連絡するようお願いします。 ・その上で、同条の規定による確認は、取扱い貨物の種類・量等、保税業者の実情に応じて様々なパターンがあると考えておりますが、誤搬出を防止するため適切な手順であることが重要です。もし不明な点があれば、管轄する税関にご相談ください。 	

令和8年度関税改正（保税関係）に関する質問及び回答

○項番1から27までは、4/24（金）までに寄せられた質問に対する回答

○項番28以下は、4/27（月）以降に寄せられた質問に対する回答（後日掲載）

項番	資料頁	該当分野	質問	回答	備考
23	-	搬出時確認義務	弊社は輸入貨物を通関後、製品組み立てに用いますが、その場合の「搬出時確認」はどのようなことをすればいいのでしょうか。	輸入許可済貨物を保税地域から搬出せずに製品の組立てに使用する場合は、新関税法第34条の2の規定による義務の対象外ですが、これまでどおり、輸入許可書等と貨物を対査する等適宜の方法により、製品の組立てのために使用しようとする貨物が輸入許可を受けていることを確認するようお願いします。	
24	24	搬出時確認義務	輸出貨物は対象外でしょうか。	輸出の許可を受けた貨物は新関税法第34条の2の規定による確認義務の対象にはなりません。輸出の許可を受けた貨物を搬出する場合もこれまでどおり関税法基本通達34の2-1(2)口の規定に基づき輸出許可書等と貨物の対査確認を行うようお願いします。	
25	全	その他	改正の概要をお聞かせください。実務内容もどのような変更が生じるかご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細については、説明動画（YouTube）をご確認ください。 ・今般の改正の「業務改善命令の創設」、「規則を定めることの法定化」及び「保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設」の三つは、全て保税制度の規制を強化する内容となっておりますが、「業務改善命令の創設」は、これまでどおり適正な業務を行っている多くの保税業者にとっては、過度に心配する必要はなく、また、「規則を定めることの法定化」及び「保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設」は、これまで通達の規定で求めていたことを法の規定で義務付けるものであり、保税業者の実務に大きな変更が生じるとは考えておりません。 ・引き続き、税関行政へのご理解・ご協力をお願いします。 	
26	-	その他	通常の保税蔵置場について、特に注意する変更点があればご教示願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の改正により、保税業者において、法令を遵守するための手順等を規定した規則（保税業務規則）を定めることが法定化されました。保税業務規則は、新関税法の施行日（R8.6.1）の際の状況によって異なる所定の期限（施行の際に現に保税地域の許可を受けている者等にあつてはR8.9.30）までに整備等する必要がありますので、保税ポータルを確認の上、期限までに保税業務規則を整備し、税関へ提出するようお願いします。 ・その他の注意点も含め、詳細については説明動画（YouTube）をご確認ください。 	
27	-	その他	貨物の動きがない状況下では、制度改正に伴うシステム改修や新たな管理基準への対応コストが大きな負担となります。改正にあたっては、既存の設備や体制のままでも、最低限の管理で継続できるような経過措置や配慮をお願いしたいと考えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございます。今般の改正は公布から施行日までの周知期間及び経過措置を設けております。引き続き、税関行政へのご理解・ご協力をお願いします。 	